

熊本県地域防災計画修正
新旧対照表

令和2年5月21日

第1編 共通対策編

修正前				修正後				P																																		
第1章 総則 第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 2. 処理すべき事務又は業務 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者並びに医療機関の管理者等の南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。				第1章 総則 第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 2. 処理すべき事務又は業務 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者並びに医療機関の管理者等の南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th colspan="2">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指定 地方 行政 機関</td> <td rowspan="2">大阪航空局熊本 空港事務所</td> <td>1</td> <td><u>飛行場及びその周辺における航空 機事故に関する消火及び救助</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>遭難航空機の捜索及び救助</u></td> </tr> </tbody> </table>				機関名		事務又は業務		指定 地方 行政 機関	大阪航空局熊本 空港事務所	1	<u>飛行場及びその周辺における航空 機事故に関する消火及び救助</u>	2	<u>遭難航空機の捜索及び救助</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th colspan="2">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指定 地方 行政 機関</td> <td rowspan="2">大阪航空局熊本 空港事務所</td> <td><u>1</u></td> <td><u>遭難航空機の捜索及び救助</u></td> </tr> <tr> <td><u>(削)</u></td> <td><u>(削)</u></td> </tr> </tbody> </table>				機関名		事務又は業務		指定 地方 行政 機関	大阪航空局熊本 空港事務所	<u>1</u>	<u>遭難航空機の捜索及び救助</u>	<u>(削)</u>	<u>(削)</u>	5														
機関名		事務又は業務																																								
指定 地方 行政 機関	大阪航空局熊本 空港事務所	1	<u>飛行場及びその周辺における航空 機事故に関する消火及び救助</u>																																							
		2	<u>遭難航空機の捜索及び救助</u>																																							
機関名		事務又は業務																																								
指定 地方 行政 機関	大阪航空局熊本 空港事務所	<u>1</u>	<u>遭難航空機の捜索及び救助</u>																																							
		<u>(削)</u>	<u>(削)</u>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th colspan="2">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指定 地方 行政 機関</td> <td rowspan="2">九州防衛局 (新規)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">自衛隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関名		事務又は業務		指定 地方 行政 機関	九州防衛局 (新規)	(略)	(略)			自衛隊		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th colspan="2">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">指定 地方 行政 機関</td> <td rowspan="3">九州防衛局 <u>国土地理院九州 地方測量部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>災害時における地理空間情報の 整備・提供に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>復旧・復興のための公共測量にお ける指導・助言に関すること</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>3</u></td> <td><u>地殻変動の監視に関すること</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">自衛隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関名		事務又は業務		指定 地方 行政 機関	九州防衛局 <u>国土地理院九州 地方測量部</u>	(略)	(略)	<u>1</u>	<u>災害時における地理空間情報の 整備・提供に関すること</u>	<u>2</u>	<u>復旧・復興のための公共測量にお ける指導・助言に関すること</u>			<u>3</u>	<u>地殻変動の監視に関すること</u>	自衛隊		(略)	(略)	5
機関名		事務又は業務																																								
指定 地方 行政 機関	九州防衛局 (新規)	(略)	(略)																																							
自衛隊		(略)	(略)																																							
機関名		事務又は業務																																								
指定 地方 行政 機関	九州防衛局 <u>国土地理院九州 地方測量部</u>	(略)	(略)																																							
		<u>1</u>	<u>災害時における地理空間情報の 整備・提供に関すること</u>																																							
		<u>2</u>	<u>復旧・復興のための公共測量にお ける指導・助言に関すること</u>																																							
		<u>3</u>	<u>地殻変動の監視に関すること</u>																																							
自衛隊		(略)	(略)																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th colspan="2">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指定 公共 機 関・ 指定 地方 公共 機関</td> <td rowspan="2">電力供給機関 (九州電力株式 会社熊本支 社_____)</td> <td>1</td> <td>電力施設の保全、保安対策</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>災害時における電力供給確保</td> </tr> </tbody> </table>				機関名		事務又は業務		指定 公共 機 関・ 指定 地方 公共 機関	電力供給機関 (九州電力株式 会社熊本支 社_____)	1	電力施設の保全、保安対策	2	災害時における電力供給確保	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th colspan="2">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指定 公共 機 関・ 指定 地方 公共 機関</td> <td rowspan="2">電力供給機関 (九州電力株式 会社熊本支社、 九州電力送配電 株式会社熊本支 社_____)</td> <td>1</td> <td>電力施設の保全、保安対策</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>災害時における電力供給確保</td> </tr> </tbody> </table>				機関名		事務又は業務		指定 公共 機 関・ 指定 地方 公共 機関	電力供給機関 (九州電力株式 会社熊本支社、 九州電力送配電 株式会社熊本支 社_____)	1	電力施設の保全、保安対策	2	災害時における電力供給確保	7														
機関名		事務又は業務																																								
指定 公共 機 関・ 指定 地方 公共 機関	電力供給機関 (九州電力株式 会社熊本支 社_____)	1	電力施設の保全、保安対策																																							
		2	災害時における電力供給確保																																							
機関名		事務又は業務																																								
指定 公共 機 関・ 指定 地方 公共 機関	電力供給機関 (九州電力株式 会社熊本支社、 九州電力送配電 株式会社熊本支 社_____)	1	電力施設の保全、保安対策																																							
		2	災害時における電力供給確保																																							

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第4節 熊本県の災害要因と被害状況 2. 被害状況 (略) また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯（高野一白旗区間）、同月16日に布田川断層帯（布田川区間）の活動による「平成28年（2016年）熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者270人、重軽傷者2,737人が発生したほか、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,491棟にのぼる。（平成31年4月12日時点）</p>	<p>第4節 熊本県の災害要因と被害状況 2. 被害状況 (略) また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯（高野一白旗区間）、同月16日に布田川断層帯（布田川区間）の活動による「平成28年（2016年）熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者<u>272人</u>、重軽傷者<u>2,738人</u>が発生したほか、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,493棟にのぼる。（令和2年4月13日時点）</p>	11
<p>第2章 災害予防</p>	<p>第2章 災害予防</p>	
<p>第1節 公共施設等災害予防（県土木部、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、県警察本部、県教育庁、県総務部、九州地方整備局、市町村） (新規)</p>	<p>第1節 公共施設等災害予防（県知事公室、県土木部、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、県総務部、県教育庁、県警察本部、九州地方整備局、市町村、指定公共機関）</p>	13
<p>9. 工事中の建築物等に対する措置 (略)</p>	<p>9. <u>ライフライン関係施設（県知事公室、県土木部、指定公共機関）</u> <u>県は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。</u></p>	18
<p>9. 工事中の建築物等に対する措置 (略)</p>	<p><u>10. 工事中の建築物等に対する措置</u> (略)</p>	18
<p>第3節 水害・土砂災害予防（県知事公室、県商工観光労働部、県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局）</p>	<p>第3節 水害・土砂災害予防（県知事公室、県商工観光労働部、県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局）</p>	
<p>1. 治山対策（県農林水産部、九州森林管理局） (略) 国及び県は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成及び地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</p>	<p>1. 治山対策（県農林水産部、九州森林管理局） (略) 国及び県は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成及び地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</p>	21

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(略)</p> <p>2. 土砂災害対策 (1) 土石流対策 (九州地方整備局、県土木部、市町村) (略) 県においては、土石流危険渓流等に対して、砂防法に基づき溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、<u>1,909箇所、11,886haを砂防指定地に指定している(平成30年12月31日現在)</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地すべり防止対策 (県農林水産部、県土木部、県知事公室、市町村) イ 砂防地すべり対策 (県土木部、市町村) 砂防地すべり (山地、農地を除く) については、平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、111箇所、3,955ha (再点検後危険箇所以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む) に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91地区、<u>1,601ha (平成29年12月31日現在)</u> である。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊 (がけ崩れ) 防止対策 (県土木部、市町村) (略) 県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し (<u>平成30年12月31日現在1,038箇所指定</u>)、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 総合的な土砂災害対策 (九州地方整備局、県土木部)</p>	<p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 土砂災害対策 (1) 土石流対策 (九州地方整備局、県土木部、市町村) (略) 県においては、土石流危険渓流等に対して、砂防法に基づき溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、<u>1,917箇所、11,899haを砂防指定地に指定している(令和元年12月31日現在)</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地すべり防止対策 (県農林水産部、県土木部、県知事公室、市町村) イ 砂防地すべり対策 (県土木部、市町村) 砂防地すべり (山地、農地を除く) については、平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、111箇所、3,955ha (再点検後危険箇所以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む) に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91地区、<u>1,562ha (令和元年12月31日現在)</u> である。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊 (がけ崩れ) 防止対策 (県土木部、市町村) (略) 県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し (<u>令和元年12月31日現在1,034箇所指定</u>)、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 総合的な土砂災害対策 (九州地方整備局、県土木部)</p>	<p>P</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>25</p> <p>27</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>国及び県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</p> <p>3. 治水対策 (3) 水防法に基づく対応</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>また、県は洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない「その他の河川」についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるとともに、市町村が行う浸水被害軽減地区の指定などに対し助言を行うものとする。</u></p> <p>第8節 防災業務施設整備（関係機関） 1. 水防施設（県土木部、九州地方整備局） (2) 水防資材および器具の整備方針 指定水防管理団体は、<u>おおむね当該水防区域約3kmの割合で1箇所の水防倉庫を設置するものとする。</u></p> <p>第9節 防災知識普及（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、市町村、関係機関） 1. 計画の方針 台風、大雨、高潮などによる災害を最小限に食い止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。</p>	<p>国及び県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を<u>実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</u></p> <p>3. 治水対策 (3) 水防法に基づく対応</p> <p style="text-align: center;">(略) (削除)</p> <p>第8節 防災業務施設整備（関係機関） 1. 水防施設（県土木部、九州地方整備局） (2) 水防資材および器具の整備方針 指定水防管理団体は、<u>管内河川における水防が十分に行えるよう水防倉庫を設置するものとする。</u></p> <p>第9節 防災知識普及（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、市町村、関係機関） 1. 方針 台風、大雨、高潮などによる災害を最小限に食い止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。</p>	<p>P</p> <p>28</p> <p>42</p> <p>45</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>このため県・市町村等防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び県民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。</p>	<p>県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p>	P
<p>4. 学校教育における防災知識の普及（県教育庁、県知事公室、県総務部） 県及び市町村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、<u>防災に関する教育の充実に努めるものとする。</u> また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>4. 学校教育における防災知識の普及（県教育庁、県知事公室、県総務部） 県及び市町村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、<u>防災に関する教材（副読本）の充実に努めるものとする。</u> また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。 <u>特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	47
<p>6. 事業所の防災対策の促進（県知事公室、県健康福祉部、県商工観光労働部、関係機関） (2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援 県、市町村及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。</p> <p>(追記)</p> <p>また、県は、国等と連携して、事業所における事業継続計画（BCP）の策定を支援する人材の育成を図るものとする。</p>	<p>6. 事業所の防災対策の促進（県知事公室、県健康福祉部、県商工観光労働部、関係機関） (2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援 県、市町村及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるよう<u>事前</u>に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。 <u>特に中小企業等の支援に当たっては、県、市町村及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u> また、県は、国等と連携して、事業所における事業継続計画（BCP）の策定を支援する人材の育成を図るものとする。</p>	49
<p>第10節 地域防災力強化（県民、県、市町村等、関係機関）</p>	<p>第10節 地域防災力強化（県民、県、市町村等、関係機関）</p>	51

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。</p> <p>また、県及び市町村は、<u>県民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るものとする。</u></p> <p>第12節 防災訓練（県知事公室、県総務部、県教育庁、市町村、関係機関）</p> <p>1. 総合防災訓練</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 市町村の総合防災訓練</p> <p>市町村が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また市町村単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。</p> <p><u>特に、南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市町は、大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、県は、防災訓練アドバイザーの派遣等、市町村防災訓練実施の支援を行うものとする。</p> <p>第13節 物資・資機材整備・調達（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工観光労働部、県農林水産部、農林水産省（政策統括官）、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関）</p> <p>6. 物資の管理・輸送等（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活</p>	<p>県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。</p> <p>また、県及び市町村は、<u>地域における自助・共助の推進について、県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーの育成を図るものとする。</u></p> <p>第12節 防災訓練（県知事公室、県総務部、県教育庁、市町村、関係機関）</p> <p>1. 総合防災訓練</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 市町村の総合防災訓練</p> <p>市町村が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また市町村単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>なお、県は、防災訓練アドバイザーの派遣等、市町村防災訓練実施の支援を行うものとする。</p> <p>第13節 物資・資機材整備・調達（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工観光労働部、県農林水産部、農林水産省（政策統括官）、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関）</p> <p>6. 物資の管理・輸送等（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活</p>	<p>P</p> <p>59</p> <p>65</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>部、県商工観光労働部、県農林水産部、市町村、関係機関) 県は、市町村からの要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、保有している物資又は国からの支援等により新たに確保した物資を市町村の指定する拠点まで輸送するため、<u>輸送関係機関</u>から輸送車両、機材及びノウハウの提供等を受けるとともに、あらかじめ協定を締結した物流事業者等関係機関と連携して、物資の管理・輸送等に努めるものとする。</p>	<p>部、県商工観光労働部、県農林水産部、市町村、関係機関) 県は、市町村からの要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、保有している物資又は国からの支援等により新たに確保した物資を市町村の指定する拠点まで輸送するため、<u>(公社)熊本県トラック協会及び民間事業者(運輸業)</u>から輸送車両、機材及びノウハウの提供等を受けるとともに、あらかじめ協定を締結した物流事業者等関係機関と連携して、物資の管理・輸送等に努めるものとする。</p>	P
<p>第14節 避難収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村） （新規）</p>	<p>第14節 避難収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村） <u>7. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応（県知事公室、市町村）</u></p>	70
<p>（新規）</p> <p>7. 応急仮設住宅建設予定場所の選定（県健康福祉部、県土木部、市町村） （略）</p> <p>8. 帰宅困難者対策（県知事公室、市町村） （略）</p> <p>9. 孤立化地域対策（県知事公室、市町村） （略）</p> <p>10. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策（県健康福祉部、市町村） （略）</p> <p>11. 施設の災害予防対策の推進（県健康福祉部） （略）</p>	<p>市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、<u>避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。</u></p> <p><u>8. 応急仮設住宅建設予定場所の選定（県健康福祉部、県土木部、市町村）</u> （略）</p> <p><u>9. 帰宅困難者対策（県知事公室、市町村）</u> （略）</p> <p><u>10. 孤立化地域対策（県知事公室、市町村）</u> （略）</p> <p><u>11. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策（県健康福祉部、市町村）</u> （略）</p> <p><u>12. 施設の災害予防対策の推進（県健康福祉部）</u> （略）</p>	70
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	70
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	70
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	71
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	71

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第15節 避難行動要支援者等支援（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(3) <u>避難支援関係者等</u>への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等</p> <p>(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり</p> <p>イ 関係機関等の役割分担</p> <p>災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、市町村は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。</p> <p style="text-align: center;">（追記）</p>	<p>第15節 避難行動要支援者等支援（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(3) <u>避難支援等関係者</u>への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等</p> <p>(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり</p> <p>イ 関係機関等の役割分担</p> <p>災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、市町村は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。</p> <p><u>また、県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p>	<p></p> <p>73</p> <p>74</p>
<p>第16節 医療保健（県健康福祉部、市町村、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等）</p> <p>2. 災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(2) 保健医療体制の整備</p> <p>テ <u>熊本大学付属病院</u>は、特定機能病院として…</p>	<p>第16節 医療保健（県健康福祉部、市町村、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等）</p> <p>2. 災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(2) 保健医療体制の整備</p> <p>テ <u>熊本大学病院</u>は、特定機能病院として…</p>	<p>80</p>
<p>第17節 災害ボランティア（県関係各部、関係機関）</p> <p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備</p> <p>[参考] 県による専門ボランティア登録制度</p> <p>県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。<u>（平成30年12月31日現在）</u></p> <p>（表中の登録者数） <u>166人</u></p>	<p>第17節 災害ボランティア（県関係各部、関係機関）</p> <p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備</p> <p>[参考] 県による専門ボランティア登録制度</p> <p>県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。<u>（令和元年12月31日現在）</u></p> <p>（表中の登録者数） <u>164人</u></p>	<p>86</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																		
<p>(表中の活動内容) 砂防知識の普及啓発、<u>土砂災害危険箇所</u>の点検、砂防施設の点検</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>	<p>(表中の活動内容) 砂防知識の普及啓発、<u>土砂災害警戒区域</u>の点検、砂防施設の点検</p>	P																		
<p>第18節 災害対策基金等管理 2. 災害救助基金の積立 (県健康福祉部) 県は、災害救助法の規定に基づき、<u>熊本県災害救助基金条例 (昭和39年熊本県条例第37号)</u>を定めて、<u>災害救助基金を積み立て、その管理運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 基金の積立額 災害救助法第23条の規定により、災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額から当該額に熊本市の人口割合を乗じて得た額を減じて得た額を積み立てる。(以下、略)</p>	<p>5. <u>災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携</u> <u>市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</u> <u>また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>第18節 災害対策基金等管理 2. 災害救助基金の積立 (県健康福祉部) 県は、災害救助法の規定に基づき、<u>災害救助基金を設置し、管理運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 基金の積立額 災害救助法第23条の規定により、災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額から、<u>当該額に熊本市の人口割合を乗じて得た額を減じて得た額を積み立てる。</u>(以下、略)</p>	86																		
<p>第3章 災害応急対策 第1節 組織 (県、関係機関) 2. 熊本県の災害対策系統</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>行政機関</td> <td>九州防衛局熊本防衛支局 (新)</td> <td>368-2172 (新)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		電話	指定地方	(略)	(略)	行政機関	九州防衛局熊本防衛支局 (新)	368-2172 (新)	<p>第3章 災害応急対策 第1節 組織 (関係機関) 2. 熊本県の災害対策系統</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>行政機関</td> <td>九州防衛局熊本防衛支局 <u>国土地理院九州地方測量部</u></td> <td>368-2172 <u>092-411-7881</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名		電話	指定地方	(略)	(略)	行政機関	九州防衛局熊本防衛支局 <u>国土地理院九州地方測量部</u>	368-2172 <u>092-411-7881</u>	87
機関名		電話																		
指定地方	(略)	(略)																		
行政機関	九州防衛局熊本防衛支局 (新)	368-2172 (新)																		
機関名		電話																		
指定地方	(略)	(略)																		
行政機関	九州防衛局熊本防衛支局 <u>国土地理院九州地方測量部</u>	368-2172 <u>092-411-7881</u>																		
		87																		
		91																		

第1編 共通対策編

修正前			修正後			P
機関名		電話	機関名		電話	
指定地方 公共機関	(略) 九州電力株式会社熊本支社 (新)	(略) 386-2230 (新)	指定地方 公共機関	(略) 九州電力株式会社熊本支社 九州電力送配電株式会社熊本 支社	(略) 386-2208 386-2307 (平常時) 387-6770 (非常時)	
災害対策部の分掌事務			災害対策部の分掌事務			
対策 部名	各班名	分掌事務	対策 部名	各班名	分掌事務	
土木 対策 部 (土木部)	(略) 外部対応・応援班 〔 用地対策課 土木技術管理課 〕	(略) 1 (略) 2 (略) 3 (略) (新規)	土木 対策 部 (土木部)	(略) 外部対応・応援班 〔 用地対策課 土木技術管理課 〕	(略) 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 外部支援団体との 調整	99
第6節 予警報等伝達			第6節 予警報等伝達			
1. 予警報等の定義			1. 予警報等の定義			
(9) 火山現象に関する情報			(9) 火山現象に関する情報			
イ 噴火速報			イ 噴火速報			
噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。			噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。			
なお、次のような場合には発表しない。			噴火速報は以下のような場合に発表する。			
・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合			・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合			
・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合			・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 (※)			
			・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合			
			※噴火の規模が確認できない場合は発表する。			137

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>オ 噴火に関する火山観測報 <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</u></p> <p>(11) 火災気象通報 火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。 実効湿度が65パーセント以下で最小湿度が40パーセント以下、<u>かつ熊本の最大風速が7メートルを超える見込みのとき。</u></p> <p>(追記)</p> <p>(13) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準 (略)</p>	<p>なお、<u>噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を火山の状況に関する解説情報で速やかにお知らせする。</u></p> <p>普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、<u>同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</u></p> <p>オ 噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を発表する。</u></p> <p>(11)火災気象通報 火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。 <u>実効湿度が65パーセント以下で最小湿度が40パーセント以下、若しくは陸上を対象とした最大風速が10メートルを超える見込みのとき。</u> <u>なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。</u></p> <p>(13) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準 (略)</p>	<p>P</p> <p>137</p> <p>138</p> <p>138</p>

第1編 共通対策編

修正前		修正後		P
種類	発表基準	種類	発表基準	
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	氾濫注意情報（洪水注意報） 〔警戒レベル2相当情報〔洪水〕〕	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に上昇が見込まれるとき。	氾濫警戒情報（洪水警報） 〔警戒レベル3相当情報〔洪水〕〕	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に上昇が見込まれるとき。	
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。	氾濫危険情報（洪水警報） 〔警戒レベル4相当情報〔洪水〕〕	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。	
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき。	氾濫発生情報（洪水警報） 〔警戒レベル5相当情報〔洪水〕〕	氾濫が発生したとき。	
<p>(14) 水防警報</p> <p>水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長、筑後川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長）が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。</p>		<p>(14) 水防警報</p> <p>水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長、筑後川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長）が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。</p>		139
<p>(16) 土砂災害警戒情報</p>		<p>(16) 土砂災害警戒情報〔警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕〕</p>		139
<p>2. 予警報等の伝達系統</p> <p>予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。 (追記)</p>		<p>2. 予警報等の伝達系統</p> <p>予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。 なお、県及び市町村は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p>		139
<p>第8節 情報収集及び被害報告取扱（県知事公室、関係機関）</p>		<p>第8節 情報収集・共有及び被害報告（県知事公室、関係機関）</p>		150
<p>1. 実施責任者</p>		<p>1. 実施責任者</p>		
<p>(3) 市町村</p>		<p>(3) 市町村</p>		150

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>市町村長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。</p> <p>なお、県への報告に当たっては、原則として、<u>地域振興局（総務）振興課</u>を経由して県本庁に報告するものとする。</p> <p>ただし、通信の途絶等により市町村長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3. <u>防災情報の収集・伝達システムの活用</u></p> <p>県は、災害予防、災害応急活動の中枢拠点として防災センターを設置して、災害時の迅速かつ的確な対応に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、<u>県防災情報ネットワークシステム</u>や<u>県統合型防災情報システム</u>、<u>防災情報提供システム</u>を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。</p>	<p>市町村長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。</p> <p>なお、県への報告に当たっては、原則として、<u>防災情報共有システム</u>への入力により報告するものとする。</p> <p>ただし、通信の途絶等により市町村長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3. <u>防災情報共有システムの活用</u></p> <p>県は、災害予防、災害応急活動の中枢拠点として防災センターを設置して、災害時の迅速かつ的確な対応に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、<u>防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）</u>を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。</p>	<p>P</p> <p>151</p>
<p>第11節 避難収容対策（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県土木部、県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村）</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。</p>	<p>第11節 避難収容対策（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県土木部、県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村）</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、<u>災害発生情報</u>（以下「避難勧告等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。</p>	<p>164</p>
<p>1. 実施責任者（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>（略）</p>	<p>1. 実施責任者（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>（略）</p>	<p>164</p>

第1編 共通対策編

修正前			修正後			P	
区分	災害の種別	実施責任者	区分	災害の種別	実施責任者		
避難準備・高齢者等避難開始	全災害	市町村長	避難準備・高齢者等避難開始	全災害	市町村長		
避難勧告	全災害	市町村長(災害対策基本法第60条)	避難勧告	全災害	市町村長(災害対策基本法第60条)		
避難指示(緊急)	全災害	市町村長(災害対策基本法第60条)	避難指示(緊急)	全災害	市町村長(災害対策基本法第60条)		
		警察官(災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条)			警察官(災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条)		
		海上保安官(災害対策基本法第61条)			海上保安官(災害対策基本法第61条)		
		災害派遣時の自衛官(自衛隊法第94条)			災害派遣時の自衛官(自衛隊法第94条)		
	洪水災害	知事又はその命を受けた職員(水防法第29条)			洪水災害	知事又はその命を受けた職員(水防法第29条)	
		水防管理者(水防法第29条)				水防管理者(水防法第29条)	
地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員(地すべり等防止法第25条)	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員(地すべり等防止法第25条)				
			災害発生情報	全災害	市町村長		
<p>2. 避難勧告等の内容及び伝達方法(県知事公室、市町村、関係機関)</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>市町村長等の避難勧告等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。</p> <p>なお、市町村長等は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>			<p>2. 避難勧告等の内容及び伝達方法(県知事公室、市町村、関係機関)</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>市町村長等の避難勧告等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。</p> <p>なお、市町村長等は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように<u>5段階の警戒レベル</u>とともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>			164	
<p>3. 避難勧告等の基準(県知事公室、県土木部、市町村、関係機関)</p> <p>(1) 洪水等</p> <p>(略)</p> <p>洪水予報河川、水位周知河川以外の其他河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水予報河川や水位周知河川と同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。</p> <p>(略)</p>			<p>3. 避難勧告等の基準(県知事公室、県土木部、市町村、関係機関)</p> <p>(1) 洪水等</p> <p>(略)</p> <p>洪水予報河川、水位周知河川に加えて、其他河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水予報河川や水位周知河川と同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。</p> <p>(略)</p>			166	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>さらに、例えば、水位や漏水といったそれぞれの判断要素が避難指示（緊急）の発令基準に達していない状況であっても、それらの複数が避難勧告の発令基準に達しているような場合、洪水等と土砂災害の発生のおそれがともに高まっているような場合にあっては、避難指示（緊急）を発令するといった運用を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>ア. 避難準備・高齢者等避難開始 (ア) 洪水予報河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位は、指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。 ・ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多い。このため、避難判断水位を超えた段階 	<p>さらに、例えば、水位や漏水といったそれぞれの判断要素が避難指示（緊急）の発令基準に達していない状況であっても、それらの複数が避難勧告の発令基準に達しているような場合、洪水等と土砂災害の発生のおそれがともに高まっているような場合にあっては、避難指示（緊急）を発令するといった運用を行う。</p> <p><u>その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難勧告等の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等からの氾濫のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川等からの氾濫については、発令対象としなくてもよい。ただし、命の危険を及ぼさないと事前に判断した小河川等であっても、氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難勧告等を発令すべきである。</u></p> <p><u><避難勧告等の対象としない小河川等の条件（次の3条件に該当することが必要）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合</u> ・ <u>河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合</u> ・ <u>地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぼないと想定される場合</u> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>ア. 【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始 (ア) 洪水予報河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位（<u>レベル3水位</u>）は、指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。 ・ただし、避難判断水位（<u>レベル3水位</u>）を超えても、最終的に氾濫危険水位（<u>レベル4水位</u>）を超えない場合も多い。この 	<p>P</p> <p style="text-align: right;">167</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>で、指定河川洪水予報や河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする。 避難判断水位に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位を越えるおそれがあるとされた場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 <p>(イ) 水位周知河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、氾濫注意水位や避難判断水位を超えた後、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。 避難判断水位は、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。この判断基準例は、当該河川の水位到達情報において氾濫警戒情報が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。 避難判断水位に到達する前であっても、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 	<p>ため、避難判断水位（レベル3水位）を超えた段階で、指定河川洪水予報や河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位（レベル3水位）への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする。 避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位（レベル4水位）を越えるおそれがあるとされた場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 <p>(イ) 水位周知河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、氾濫注意水位（レベル2水位）や避難判断水位（レベル3水位）を超えた後、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。 避難判断水位（レベル3水位）は、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。この判断基準例は、当該河川の水位到達情報において氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。 避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、水防団待機水位（レベル1水位）（又は氾濫注意水位（レベル2水位））を越え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 	<p>P</p> <p>167</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>・避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれも設定されていない河川については、流域雨量指数の予測値や雨量情報による降雨の見込みを、避難準備・高齢者等避難開始の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>(ウ) その他の河川等</p> <p>・その他河川においては、水位周知河川とは異なり、避難判断水位が設定されていないため、避難判断水位への到達情報を判断材料とすることはできないが、<u>水位を観測している河川や、水防団待機水位（通報水位）や氾濫注意水位（警戒水位）を設定している河川がある。このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、さらにそれを越えて水位上昇のおそれがある場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u></p> <p>・<u>水位を観測していない河川においては、流域雨量指数の予測値や雨量情報による降雨の見込みを、避難準備・高齢者等避難開始の発令の参考とすることも考えられる。</u></p>	<p>・避難判断水位（レベル3水位）、氾濫注意水位（レベル2水位）、水防団待機水位（レベル1水位）のいずれも設定されていない河川については、流域雨量指数の予測値や雨量情報による降雨の見込みを、避難準備・高齢者等避難開始の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>(ウ) その他の河川等</p> <p>・その他河川においては、水位周知河川とは異なり、避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、<u>洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、避難準備・高齢者等避難開始の発令の参考とすることも考えられる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>P</p> <p>168</p>
<p>イ. 避難勧告</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>・氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>ただし、前述のとおり洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区間は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、避難勧告の判断材料とする。この判断基準例は、当該河川の指定河川洪水予報において氾濫危険情報が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。</p>	<p>イ. 避難勧告</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>・氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>ただし、前述のとおり洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区間は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、避難勧告の判断材料とする。この判断基準例は、当該河川の指定河川洪水予報において氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。</p>	<p>168</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により堤防天端高（又は背後地盤高）を越えるおそれがあるとされた場合には、避難勧告を発令する。ある地点において堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることとなる水位を水位観測所地点に観測した換算水位について、予め河川管理者から情報提供を受けておく必要がある。 <p>(イ) 水位周知河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、避難準備・高齢者等避難開始を発令していなくても、段階を踏まずに避難勧告を発令するが多い。 ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。この判断基準例は、当該河川の水位到達情報において氾濫危険情報が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。 ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達する前であっても、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難勧告を発令する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫危険水位（レベル4水位）</u>に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により堤防天端高（又は背後地盤高）を越えるおそれがあるとされた場合には、避難勧告を発令することとなる水位を水位観測所地点に観測した換算水位について、予め河川管理者から情報提供を受けておく必要がある。 <p>(イ) 水位周知河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、避難準備・高齢者等避難開始を発令していなくても、段階を踏まずに避難勧告を発令するが多い。 ・<u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）</u>は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。この判断基準例は、当該河川の水位到達情報において<u>氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）</u>が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。 ・<u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）</u>に到達する前であっても、<u>氾濫注意水位（レベル2水位）</u>（又は避難判断水位<u>（レベル3水位）</u>）を越え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難勧告を発令する。 	<p>P</p> <p>169</p>
<p>(ウ) その他の河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他河川等においては、水位周知河川とは異なり、<u>氾濫危険水位や避難判断水位が設定されていないため、氾濫危険水位への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川や、水防団待機水位（通報水位）や氾濫注意水位（警戒水位）を設定している河川がある。このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを越えて水位上昇のおそれがある場合には、避難勧告を発令することも考えられる。水</u> 	<p>(ウ) その他の河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他河川等においては、水位周知河川とは異なり、<u>氾濫危険水位（レベル4水位）や避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、避難勧告の発令の参考とすることも考えられる。</u> 	<p>169</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>位を観測していない其他河川等についても、現地情報を活用した上で、流域雨量指数の予測値や雨量情報による降雨の見込みを、避難勧告の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>ウ．避難指示（緊急）</p> <p>（ア）洪水予報河川 <u>・決壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発令する。</u> （略）</p> <p>（イ）水位周知河川 <u>・決壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発令する。</u> （略）</p> <p>（ウ）その他の河川 <u>・決壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発令する。</u> （略）</p>	<p>ウ．【警戒レベル4】避難指示（緊急）<u>緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</u></p> <p>（ア）洪水予報河川 （削除） （略）</p> <p>（イ）水位周知河川 （削除） （略）</p> <p>（ウ）その他の河川 （削除） （略）</p>	<p>169</p>
<p>（新規）</p>	<p>エ．【警戒レベル5】災害発生情報</p> <p>（ア）洪水予報河川</p> <p><u>・氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）等をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。</u></p> <p><u>・大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が避難勧告を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）を基に避難勧告等を発令する必要がある。</u></p> <p><u>・氾濫シミュレーションや河川管理者の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するの</u></p>	<p>170</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>エ. 共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア. 避難準備・高齢者等避難開始からウ. 避難指示（緊急）の共通事項として、以下の点に留意する。 ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難勧告等の判断材料とする。また、排水機場により排水を行う河川にあつては、排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるを得なくなると、水位が急激に上昇し堤防を越えるおそれが高まるため、避難勧告等の判断材料とする。 ・樋門等の施設の機能支障については氾濫範囲が限定的となることから、対象区域は限定して発令する。 ・夜間・早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を、躊躇なく発令する。 	<p>か把握しておく。</p> <p><u>(イ) 水位周知河川</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。 <p><u>(ウ) その他の河川</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。 <p>オ. 共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア. 避難準備・高齢者等避難開始からエ. 災害発生情報の共通事項として、以下の点に留意する。 ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難勧告等の判断材料とする。また、排水機場により排水を行う河川にあつては、排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるを得なくなると、水位が急激に上昇し堤防を越えるおそれが高まるため、避難勧告等の判断材料とする。 ・樋門等の施設の機能支障については氾濫範囲が限定的となることから、対象区域は限定して発令する。 ・夜間・早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難勧告等を発令する。</u> ・夜間であつても躊躇なく避難勧告等を発令する。 ・<u>災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。警戒レベル5は実際に災害が発生している段階であり、災害発生情報が出る前の警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始や警戒レベル4の避難勧告の段階の避難を促すことが重要であ</u> 	<p>P</p> <p>170</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(2) 土砂災害</p> <p>ア. 避難準備・高齢者等避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）は、避難の準備や要配慮者の避難行動に要する時間を確保するために、避難勧告の材料となる土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表されることから、この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する <p>イ. 避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報の発表をもって、直ちに避難勧告を発令することを基本とする。土砂災害に関するメッシュ情報において「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」したメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合、予め避難勧告の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等の全てに避難勧告を発令する。 土砂災害に関するメッシュ情報のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」の状態になると、土砂災害警戒情報が発表されることとなるため、避難勧告を発令する。 記録的短時間大雨情報は、当該情報の対象地域において、災害の発生につながるような猛烈な雨が降っている時に発表される。この情報と大雨警報（土砂災害）の両方が発表された場合 	<p>る。</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>ア. 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）は、避難の準備や要配慮者の避難行動に要する時間を確保するために、避難勧告の材料となる土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表されることから、この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 <p>イ. 【警戒レベル4】避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）の発表をもって、直ちに避難勧告を発令することを基本とする。土砂災害に関するメッシュ情報において「予想で土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）の基準に到達」したメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合、予め避難勧告の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等の全てに避難勧告を発令する。 土砂災害に関するメッシュ情報のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）の基準に到達」の状態になると、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表されることとなるため、避難勧告を発令する。 記録的短時間大雨情報は、当該情報の対象地域において、災害の発生につながるような猛烈な雨が降っている時に発表される。この情報と大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 	<p>171</p> <p>171</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>は、土砂災害の発生のおそれが高まっていることを示していることから、避難勧告を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく避難勧告の対象区域とする必要がある。 避難勧告を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。 	<p><u>〔土砂災害〕</u>の両方が発表された場合は、土砂災害の発生のおそれが高まっていることを示していることから、避難勧告を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の前兆現象（<u>山鳴り</u>、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく避難勧告の対象区域とする必要がある。 避難勧告を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）（<u>警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕</u>）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。 	P
<p>ウ．避難指示（緊急）</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的には土砂災害警戒情報が発表された段階で避難勧告が発令されていることが前提となるが、土砂災害は突発性が高く予測が困難である。そのため、まだ避難していない人に対して、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となった段階において、より強く避難を促す措置として、避難指示（緊急）を発令する。避難指示（緊急）の発令対象区域については、土砂災害に関するメッシュ情報を参照して的確に設定する。 土砂災害に関するメッシュ情報において「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合、予め避難勧告の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等の全てに避難指示（緊急）を発令する。 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合は、間をおかず「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」と想定されることから、メッシュ情報 	<p>ウ．<u>〔警戒レベル4〕</u>避難指示（緊急）<u>緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的には土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕</u>）が発表された段階で避難勧告が発令されていることが前提となるが、土砂災害は突発性が高く予測が困難である。そのため、まだ避難していない人に対して、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となった段階において、より強く避難を促す措置として、避難指示（緊急）を発令する。避難指示（緊急）の発令対象区域については、土砂災害に関するメッシュ情報を参照して的確に設定する。 土砂災害に関するメッシュ情報において「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」<u>（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）</u>したメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合、予め避難勧告の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等の全てに避難指示（緊急）を発令する。 土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕</u>）が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合は、間をおかず「実況で土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕</u>）の基準に到達」と想定されることか 	172

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>や降雨の状況を確認して必要な土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難指示（緊急）を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象（山鳴り、流木の流出の発生）や土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示（緊急）の対象区域とする必要がある。 大雨特別警報（土砂災害）が発表された段階では、既にどこかで土砂災害が発生している場合があり得るとともに、それ以外の箇所でも土砂災害発生の危険性が高まっていることが想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難指示（緊急）の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。 	<p>ら、メッシュ情報や降雨の状況を確認して必要な土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難指示（緊急）を発令する。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された段階では、既にどこかで土砂災害が発生している場合があり得るとともに、それ以外の箇所でも土砂災害発生の危険性が高まっていることが想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難指示（緊急）の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。 	<p>P</p>
<p style="text-align: center;">（新規）</p>	<p><u>エ.【警戒レベル5】災害発生情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。</u> 	<p>172</p>
<p>(3) 高潮 ア. 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>(3) 高潮 ア. <u>【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</u></p>	<p>173</p>
<p>イ. 避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> 高潮警報、あるいは高潮特別警報が発表され、予想される潮位があらかじめ設定しておいた基準の高さを超えると予想される場合に、避難勧告を発令することを基本とする。 <p>高潮特別警報の場合は、警報よりも避難勧告対象区域を広めに発令することになり、対象区域が広い分、避難に要する時</p>	<p>イ. <u>【警戒レベル4】避難勧告</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）、あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表され、予想される潮位があらかじめ設定しておいた基準の高さを超えると予想される場合に、避難勧告を発令することを基本とする。 <p>高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）の場合は、警報よりも避難勧告対象区域を広めに発令することになり、対象</p>	<p>174</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>間も多く確保する必要があることから、避難勧告を速やかに判断・発令することが望ましい。 また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した判断基準の設定が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知海岸において高潮氾濫危険情報が発表された場合、避難勧告が未発令であれば速やかに避難勧告を発令する。 <p>(略)</p>	<p>区域が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、避難勧告を速やかに判断・発令することが望ましい。 また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した判断基準の設定が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知海岸において高潮氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合、避難勧告が未発令であれば速やかに避難勧告を発令する。 <p>(略)</p>	P
<p>ウ. 避難指示（緊急）</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤防倒壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発令する。 水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合には、避難指示（緊急）を発令する。 <u>越波したとしても直ちに堤防が倒壊に至るわけではないが、越波が異常な場合や越流が発生している場合には、堤防倒壊のおそれが高まっていることから、避難指示（緊急）を発令する。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表される場合も同様である。</u> <p>(略)</p>	<p>ウ. <u>【警戒レベル4】避難指示（緊急）緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</u></p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合には、避難指示（緊急）を発令する。 <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	174
<p>(新規)</p>	<p>エ. <u>【警戒レベル5】災害発生情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合には、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。</u> 	174
<p>6. 避難所の開設及び収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、市町村）</p>	<p>6. 避難所の開設及び収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、市町村）</p>	177

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等の基準の概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。</p> <p>なお、避難所への収容においては、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。</p> <p>(7) 避難所の管理運営 オ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。</p> <p>(8) 災害救助法が適用された場合の留意事項 避難所開設の期間は、原則として最大限7日以内である。 県は、市町村が開設する避難所が災害救助法の基準を超える場合は、内閣総理大臣との協議が必要となるため、市町村の避難所開設状況を把握しておくものとする。</p> <p>7. 車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応 市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、<u>車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報</u>を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。</p>	<p>県及び救助実施市が災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところにより行うものとし、その方法及び基準の概要は次のとおりである。</p> <p>なお、県が同法を適用しない場合も、これに準じて行うものとする。 また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。</p> <p>(7) 避難所の管理運営 オ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、<u>感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。</u></p> <p>(削除) (削除)</p> <p>7. 車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応 市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、<u>あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者</u>を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。</p>	<p>P</p> <p>179</p> <p>179</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第12節 災害救助法等の適用</p> <p><u>災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関するの救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。</u></p> <p><u>なお、熊本市については、自ら災害救助法の適用及び救助を実施するものとする。</u></p> <p>1. 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。</p> <p>ア 市町村の区域内の人口に応じ、<u>下表のA欄に定める数以上の世帯数の住家が滅失したとき。</u></p> <p>イ <u>県の区域内の住家1,500世帯以上滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じて滅失住家の世帯数が下表のB欄の世帯数以上に達したとき。</u></p> <p>(表省略)</p> <p>ウ <u>県の区域内の住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上であって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であり救助を必要とするとき。</u></p> <p>エ <u>災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。</u></p> <p>オ <u>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。</u></p>	<p>第12節 災害救助法の適用</p> <p><u>一定の程度以上の災害については、災害救助法を適用することとなるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。</u></p> <p><u>なお、同法第2条の2に規定する救助実施市である熊本市については、自ら災害救助法の適用及び救助を実施する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(1) 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。</p> <p>ア 市町村の区域内の人口に応じ、<u>下表A欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。</u></p> <p>イ <u>県の区域内において、1,500世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じて、下表B欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。</u></p> <p>(表省略)</p> <p>ウ <u>県の区域内において、7,000世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情(※)がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。</u></p> <p><u>※被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</u></p> <p>エ <u>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。</u></p> <p>一 <u>災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</u></p> <p>二 <u>被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</u></p>	<p>185</p> <p>185</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(2) 被災世帯の算定基準</p> <p>ア 被災世帯の算定 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等の著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。</p> <p>イ 住家の滅失等の認定 第3章第8節 情報収集及び被害報告取扱計画中の被害報告取扱要領第4.1に基づく。</p> <p>ウ 世帯及び住家の単位 第3章第8節 情報収集及び被害報告取扱計画中の被害報告取扱要領第4.1に基づく。</p>	<p>(2) 被災世帯の算定基準</p> <p>ア 被災世帯の算定 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等の著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。</p> <p>イ 住家の滅失等の認定 第3章第8節 情報収集及び被害報告取扱の4に基づく。</p> <p>ウ 世帯及び住家の単位 第3章第8節 情報収集及び被害報告取扱の4に基づく。</p>	185
<p>(3) 災害救助法の適用手続</p> <p>ア 市町村 災害に際し、市町村における災害が、(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は、該当する見込みがあるときは、当該市町村長（市町村長は所轄地域振興局長を経由して）は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>イ 県知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び関係機関に通知するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。 また、救助の実施にあたっては、災害救助法第13条第1項の規定により、市町村長に救助の実施に関する事務を委任するものとする。</p>	<p>(3) 災害救助法の適用手続 (削除)</p> <p>ア 市町村における災害の程度が、(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>イ 県知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び関係機関に通知するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。 (削除) ※別途項目建て</p>	186
<p>(新規)</p>	<p>ウ 県知事は、災害救助法第13条第1項の規定により、市町村長（熊本市長を除く）に救助の実施に関する事務の一部を委任する。救助の実施は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</p>	186

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>ウ 県は、市町村を対象とした説明会の開催など、災害救助法による救助が円滑に実施されるよう必要な措置を行うものとする。</p>	<p>エ 県は、市町村を対象とした説明会の開催など、災害救助法による救助が円滑に実施されるよう必要な措置を行うものとする。</p>	186
<p>(4) 県による連絡調整 県は、災害救助法第2条の3の規定による救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、熊本市及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整について、別途定める。</p>	<p>(4) 県による連絡調整 県は、災害救助法第2条の3の規定による救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、熊本市及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整について、別途定める<u>ものとする。</u></p>	186
<p><u>2. 救助の種類及び実施方法</u></p>	<p>(削除)</p>	
<p>第13節 救出（市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、県健康福祉部）</p>	<p>第13節 救出（市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、県健康福祉部）</p>	
<p>1. 実施責任者等（市町村、消防機関、県警察本部、関係機関） (3) <u>その他、災害救助法を適用した場合は、下記の8「災害救助法に基づく救出要領」によるものとする。</u></p>	<p>1. 実施責任者等（市町村、消防機関、県警察本部、関係機関） (3) 災害救助法を適用した場合は、<u>「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</u></p>	187
<p>4. 関係機関の連携（県、市町村、関係機関） (略) なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。 (追記)</p>	<p>4. 関係機関の連携（県、市町村、関係機関） (略) なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。 <u>また、市町村をはじめ、県及び救出・救助関係機関等は、救出・救助活動に関する情報共有を図り、救出対象者の家族に対しても、関係する情報を提供するとともに、必用な場合には心のケア等の支援につなげるものとする。</u></p>	188
<p>8. 災害救助法に基づく救出 第3章第13節 災害救助法等の適用計画中の2. 救助の種類及び実施方法による。</p>	<p>(削除) (削除)</p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第14節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬（市町村、県警察本部、県健康福祉部、海上保安部） （新規）</p>	<p>第14節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬（市町村、県警察本部、県健康福祉部、海上保安部） <u>7. 災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬</u> <u>災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</u></p>	191
<p>第15節 医療救護（県健康福祉部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等） 6. 災害救助法に基づく措置 <u>第3章第13節 災害救助法の適用計画中の2. 救助の種類及び実施方法による。</u></p>	<p>第15節 医療救護（県健康福祉部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等） 6. 災害救助法に基づく医療 <u>災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</u></p>	196
<p>7. 費用の負担 (1) 医療救助活動に要した費用は、原則として当該市町村の負担とする。 (2) 災害救助法第4条の救助費用は、県が支弁する。</p>	<p>(削除) (削除) (削除)</p>	
<p>第16節 食料調達・供給（県農林水産部、県健康福祉部、県商工観光労働部、県環境生活部、県知事公室、農林水産省（政策統括官）） 4. 災害救助法に基づく食品の給与 <u>第3章第13節 災害救助法等の適用計画中の2. 救助の種類及び実施方法による。</u></p>	<p>第16節 食料調達・供給（県農林水産部、県健康福祉部、県商工観光労働部、県環境生活部、県知事公室、農林水産省（政策統括官）） 4. 災害救助法に基づく食品の給与 <u>災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</u></p>	198
<p>第17節 給水（県健康福祉部、県環境生活部） （新規）</p>	<p>第17節 給水（県健康福祉部、県環境生活部） <u>7. 災害救助法に基づく飲料水の供給</u> <u>災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</u></p>	200

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第18節 生活必需品供給（県健康福祉部、県環境生活部、県商工観光労働部）</p> <p>3. 生活必需品の確保（県健康福祉部、県商工観光労働部、県環境生活部）</p> <p>(1) 備蓄物資の提供 県は、市町村からの支援の要請を受けたとき又は被害状況から必要と判断したときは、県の備蓄物資を供給するものとする。</p> <p>(2) 調達方法 <u>県が生活必需品を供給する場合、一括購入するか又は備蓄物資をあてるものとする。</u> <u>県は、小売業者等の協力を得て、災害時の必要な物資の調達に関する協定に基づき、日常生活に必要となる各種生活必需品の調達を行うものとする。</u></p> <p>4. 生活必需品の配分（県健康福祉部）</p> <p>(1) 供給方法 県が供給した生活必需品の被災者への配分は、主として市町村がこれにあたるものとする。 なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品の円滑な供給に十分配慮するものとする。 (2)省略</p> <p>(3) 配分方法 県が市町村長に生活必需品を配分するときは、事前に又は少なくとも送達と同時に配分計画表を示し、<u>必ずこの計画表に基づいて給与するように指導するものとする。</u></p> <p>5. 生活必需品の円滑な提供（県健康福祉部、市町村） 県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、必要な生活必需品の品目や数量について、<u>ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報発信を行うものとする。</u></p>	<p>第18節 生活必需品供給（県健康福祉部、県環境生活部、県商工観光労働部）</p> <p>3. 生活必需品の確保（県健康福祉部、県商工観光労働部、県環境生活部）</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>県は、市町村から支援要請を受けたとき、又は被害状況から必要と判断したときは、一括購入するか又は備蓄物資をあてることにより、生活必需品の供給を行うものとする。 <u>県は、災害時の必要な物資の調達に関する協定等に基づき、日常生活に必要となる各種生活必需品の調達を行うものとする。</u></p> <p>4. 生活必需品の配分（県健康福祉部）</p> <p>(1) 供給方法 県が供給する生活必需品の被災者への配分は、主として市町村がこれにあたるものとする。 なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品の円滑な供給に十分配慮するものとする。 (2)省略</p> <p>(3) 配分方法 県が市町村に生活必需品を配分するときは、事前に又は少なくとも送達と同時に配分計画表を示し、<u>この計画表に基づいて給与するよう指示するものとする。</u></p> <p>5. 生活必需品の円滑な提供（県健康福祉部、市町村） 県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、必要な生活必需品の品目や数量について、<u>迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。</u></p>	<p>P</p> <p>201</p> <p>201</p> <p>202</p> <p>202</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>また、<u>県は、民間企業等からの提供申し出に迅速に対応するため、品名・数量・提供までの所要時間・提供条件等が確認できる様式を、ホームページに掲載するものとする。</u></p>	<p>(後段 削除)</p>	P
<p>6. 災害救助法に基づく措置 <u>第3章第13節 災害救助法等の適用計画</u>中2. 救助の種類及び実施方法による。</p>	<p>6. 災害救助法に基づく<u>生活必需品の給与又は貸与</u> <u>災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</u></p>	202
<p>第19節 救援物資要請・受入・配分（県知事公室、県健康福祉部、関係各部、市町村）</p> <p>3. 受入・供給体制（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工観光労働部、県農林水産部、市町村）</p> <p>(3) 救援物資の取扱い (追記)</p> <p><u>県は、企業又は団体等からの救援物資について、随時、市町村からの要請とのマッチングを行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。</u> なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。</p>	<p>第19節 救援物資要請・受入・配分（県知事公室、県健康福祉部、関係各部、市町村）</p> <p>3. 受入・供給体制（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工観光労働部、県農林水産部、市町村）</p> <p>(3) 救援物資の取扱い <u>県は、民間企業等からの支援の申し出に対応するため、品名・数量・提供までの所要時間・提供条件等、必要な事項が確認できる様式をホームページに掲載するなどして、救援物資の確保に努めるものとする。</u> <u>また、市町村からの要請とのマッチングを随時行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。</u> なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。</p>	204
<p>第20節 住宅応急対策 災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して被災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、<u>別節「避難計画」</u>の定める避難所の開設及び収容によるものとする。</p>	<p>第20節 住宅応急対策 災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して被災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、<u>第3章第11節 避難収容対策</u>に定める避難所の開設及び収容によるものとする。</p>	205
<p>1. 実施機関 <u>罹災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた市町村長が行うものとする。</u></p>	<p>1. 実施機関 <u>被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法を適用したときは、知事から権限の委任を受けた市町村長が行うものとする。</u></p>	205

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>市町村長のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。</p> <p>2. 応急仮設住宅の供与 (1) 建設型仮設住宅 ① 建設型仮設住宅の建設 県が行う建設型仮設住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p> <p>建設型仮設住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型仮設住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。</p> <p>② 建設型仮設住宅の運営管理 市町村は、建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。</p> <p>この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。</p> <p>なお、県は、市町村に対し、建設型仮設住宅（集会施設を含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設</p>	<p>市町村長のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。</p> <p>2. 応急仮設住宅の供与 (1) 建設型応急住宅 ① 建設型応急住宅の建設 県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。</p> <p>また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討にあたっては、将来的な集約や復旧・復興のあり方も考慮する。</p> <p>建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。</p> <p>② 建設型応急住宅の運営管理 市町村は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。</p> <p>この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。</p> <p>また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。</p> <p>なお、県は、市町村に対し、建設型応急住宅（集会施設を含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行</p>	<p>P</p> <p>205 205</p> <p>205</p>

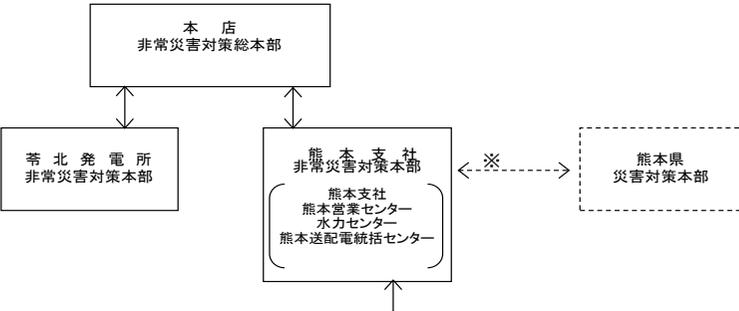
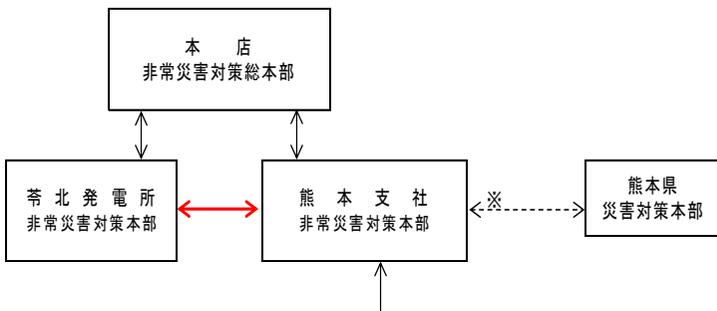
第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>型仮設住宅の運営管理に協力するものとする。また、必要に応じて、建設型仮設住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。</p>	<p>い、建設型応急住宅の運営管理に協力するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。</p>	P
<p>(2) 借上型仮設住宅 (内容省略)</p>	<p>(2) 賃貸型応急住宅 (内容省略)</p>	206
<p>3. 住宅の応急修理 県が行う住宅の応急修理は、建設関係業者の協力を得て実施するものとする。発災直後から円滑な応急修理ができるよう、あらかじめ手続等を定めるものとする。</p>	<p>3. 住宅の応急修理 県が行う住宅の応急修理は、建設事業者団体等の協力を得て実施するものとする。発災直後から円滑な応急修理ができるよう、あらかじめ手続等を定めるものとする。</p>	206
<p>5. 災害救助法に基づく措置 (1) 災害救助法に基づく措置 「一般災害対策編」第3章第13節「災害救助法等の適用計画」中の2. 救助の種類及び実施方法による。</p>	<p>5. 災害救助法に基づく措置 (削除) 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</p>	206
<p>(2) 災害救助法適用による災害応急仮設住宅及び応急修理の場合における労務者の調達については、第3章第26節「労務供給計画」に定めるところによる。</p>	<p>(削除)</p>	
<p>第22節 輸送 4. 救援物資の調達・輸送体制の構築（県知事公室、県健康福祉部、県商工観光労働部、関係機関） 県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。</p>	<p>第22節 輸送 4. 救援物資の調達・輸送体制の構築（県知事公室、県健康福祉部、県商工観光労働部、関係機関） 県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。</p>	212
<p>8. 災害救助法による輸送 第3章第13節 災害救助法の適用計画中の2. 救助の種類及び実施方法による。</p>	<p>8. 災害救助法に基づく輸送 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</p>	213

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第25節 労務供給計画(県知事公室、県総務部、県健康福祉部、熊本労働局) 災害時における、労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速、かつ円滑な実施の促進は、次に定めるところによる。 <u>なお、救助実施市については、同法第7条及び第8条の規定に基づく従事命令及び協力命令を自ら行うものとする。</u></p>	<p>第25節 労務供給計画(県知事公室、県総務部、県健康福祉部、熊本労働局) 災害時における、労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速、かつ円滑な実施の促進は、次に定めるところによる。 <u>(※後段を3-(2)へ移動の上、一部修正)</u></p>	218
<p>3. 従事命令等による労務者の確保 (2) 上記の従事命令等を発する基準等は、次のとおりとする。</p>	<p>3. 従事命令等による労務者の確保 (2) 上記の従事命令等を発する基準等は、次のとおりとする。 <u>なお、熊本市長は、災害救助法第7条及び第8条の規定に基づく従事命令及び協力命令を自ら行うものとする。</u></p>	219
<p>第29節 文教対策(県教育庁、県総務部、県健康福祉部) 4. 災害救助法による学用品の支給 <u>「一般災害対策編」第3章第13節「災害救助法等の適用計画」中の2. 救助の種類及び実施方法による。</u></p>	<p>第29節 文教対策(県教育庁、県総務部、県健康福祉部) 4. 災害救助法に基づく学用品の支給 <u>災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</u></p>	235
<p>第30節 障害物除去 3. 災害救助法における障害物の除去 <u>第3章第13節災害救助法等の適用計画中の2. 救助の種類及び実施方法による。</u></p>	<p>第30節 障害物除去 3. 災害救助法に基づく障害物の除去 <u>災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。</u></p>	236
<p>第35節 電力施設応急対策計画(九州電力株式会社熊本支社) 熊本県内における電力の供給は、九州電力株式会社熊本支社(以下「熊本支社」という)が荒尾市(福岡支社管轄)及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野(大分支社管轄)を除き、県下一円を統括して供給している。 電力設備の非常災害応急復旧対策について熊本支社においては、災害対策に万全を期するため、「九州電力防災業務計画」に基づき「熊本支社非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各配</p>	<p>第35節 電力施設応急対策計画(九州電力株式会社熊本支社、九州電力送配電株式会社熊本支社) 熊本県内における電力の供給は、九州電力株式会社熊本支社(以下「九電熊本支社」という)及び九州電力送配電株式会社熊本支社(以下「九電送配熊本支社という」)が荒尾市(福岡支社管轄)及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野(大分支社管轄)を除き、県下一円を統括して供給している。 電力設備の非常災害応急復旧対策について九電熊本支社及び九電送配熊本支社においては、災害対策に万全を期するため、「防災業務計画」に基づき「非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに</p>	249

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。</p> <p>1. 電力施設の状況 (H29.3月末) 熊本支社管内の電力施設は85変電所(978万kVA)、25発電所(203万kW)、送電線(亘長1,780km)及び配電線(亘長21,542km)がある。</p> <p>2. 応急対策の方法 台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」(別図)のとおり本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。</p>	<p>各配電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。</p> <p>1. 電力施設の状況 (2019年3月末) 熊本支社管内の電力施設は86変電所(979万kVA)、25発電所(203万kW)、送電線(亘長1,772km)及び配電線(亘長21,695km)がある。</p> <p>2. 応急対策の方法 台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」(別図)のとおり本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。</p>	<p>P</p> <p>249</p> <p>249</p>
<p>[別 図] 熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統</p> 	<p>[別 図] 熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統</p> 	<p>250</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第4章 災害復旧・復興計画 第6節 被災中小企業振興 県は、中小企業が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置等を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p> <p>第7節 被災者自立支援対策計画（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、日赤県支部） 6. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等 市町村は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p> <p>併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画 第6節 被災中小企業振興 県は、中小企業が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置等を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。 <u>災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市町村及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第7節 被災者自立支援対策計画（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、日赤県支部） 6. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等 市町村は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。 <u>また、市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> 併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>	<p>P</p> <p>275</p> <p>277</p>

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P																																																																		
<p>第1章 総則 第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上） 本県における震度別地震発生数は次のとおりである。</p>	<p>第1章 総則 第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上） 本県における震度別地震発生数は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th>震度</th><th>震度</th><th>震度</th><th>震度</th><th>震度</th><th>震度</th><th>震度</th><th>震度</th><th>震度</th><th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>5+</th><th>6</th><th>6+</th><th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2019 年 平成31 年</td> <td>熊本</td> <td>33</td><td>10</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>阿蘇</td> <td>14</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>人吉</td> <td>9</td><td>6</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>牛深</td> <td>7</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>			震度	震度	震度	震度	震度	震度	震度	震度	震度	合計	1	2	3	4	5	5+	6	6+	7	2019 年 平成31 年	熊本	33	10	3	0	0	0	0	0	0	46	阿蘇	14	4	0	0	0	0	0	0	0	18	人吉	9	6	1	0	0	0	0	0	0	16	牛深	7	3	2	0	0	0	0	0	0	12	<p>295</p>
				震度	震度	震度	震度	震度	震度	震度	震度	震度		合計																																																						
		1	2	3	4	5	5+	6	6+	7																																																										
2019 年 平成31 年	熊本	33	10	3	0	0	0	0	0	0	46																																																									
	阿蘇	14	4	0	0	0	0	0	0	0	18																																																									
	人吉	9	6	1	0	0	0	0	0	0	16																																																									
	牛深	7	3	2	0	0	0	0	0	0	12																																																									
<p>第2章 災害予防 第1節 建築物等災害予防 3. 宅地の災害予防対策 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成・公表及び、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地においては宅地の耐震化の実施に努めるものとする。</p>	<p>第2章 災害予防 第1節 建築物等災害予防 3. 宅地の災害予防対策 県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表、市町村は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化の実施に努めるものとする。また、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成に努める。</p>	<p>302</p>																																																																		
<p>第2節 地震観測施設等整備 3. 県の観測施設 県は、次のとおり県内74箇所（熊本市設置分1箇所を含む）に震度計を設置し、気象庁（熊本地方気象台）及び防災科学技術研究所の観測施設と併せて観測体制の整備を図っている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>震度発表名称</th><th>設置場所</th><th>No.</th><th>震度発表名称</th><th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>熊本市中央区大江</td><td>熊本市中央区大江3-1-3 熊本市消防局</td><td>27</td><td>宇土市浦田町</td><td>宇土市浦田町51 宇土市役所</td> </tr> <tr> <td>2</td><td>八代市坂本町</td><td>八代市坂本町坂本4228-12 坂本支所</td><td>28</td><td>上天草市松島町</td><td>上天草市松島町合津7915-1 松島庁舎</td> </tr> <tr> <td>3</td><td>八代市千工町</td><td>千工町新倉田1509-1 千工支所</td><td>29</td><td>上天草市松島町</td><td>松島町新倉田3384 松島町千工支所</td> </tr> </tbody> </table>	No.	震度発表名称	設置場所	No.	震度発表名称	設置場所	1	熊本市中央区大江	熊本市中央区大江3-1-3 熊本市消防局	27	宇土市浦田町	宇土市浦田町51 宇土市役所	2	八代市坂本町	八代市坂本町坂本4228-12 坂本支所	28	上天草市松島町	上天草市松島町合津7915-1 松島庁舎	3	八代市千工町	千工町新倉田1509-1 千工支所	29	上天草市松島町	松島町新倉田3384 松島町千工支所	<p>第2節 地震観測施設等整備 N027 宇土市浦田町 削除</p>	<p>304</p>																																										
No.	震度発表名称	設置場所	No.	震度発表名称	設置場所																																																															
1	熊本市中央区大江	熊本市中央区大江3-1-3 熊本市消防局	27	宇土市浦田町	宇土市浦田町51 宇土市役所																																																															
2	八代市坂本町	八代市坂本町坂本4228-12 坂本支所	28	上天草市松島町	上天草市松島町合津7915-1 松島庁舎																																																															
3	八代市千工町	千工町新倉田1509-1 千工支所	29	上天草市松島町	松島町新倉田3384 松島町千工支所																																																															

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P
第10節 電力施設災害予防計画（九州電力株式会社熊本支社）	第10節 電力施設災害予防計画（九州電力株式会社熊本支社、 <u>九州電力送配電株式会社熊本支社</u> ）	317
3. 緊急用資機材及び人員の確保 災害に備え、緊急用資機材の備蓄、 <u>九州電力株式会社熊本支社</u> 以外の支社及び他電力会社との応援体制の強化を図るものとする。	3. 緊急用資機材及び人員の確保 災害に備え、緊急用資機材の備蓄、 <u>九電熊本支社及び九電送配熊本支社</u> 以外の支社及び他電力会社との応援体制の強化を図るものとする。	317
5. 電気による火災・感電（2次災害）の防止対策 電力の送電再開時の電気火災発生、切れた電線の接触による感電等2次災害の未然防止のため、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等の配付により広報活動を行うものとする。	5. 電気による火災・感電（2次災害）の防止対策 電力の送電再開時の電気火災発生、切れた電線の接触による感電等2次災害の未然防止のため、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等の配付 <u>及びソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）配信等を活用した</u> 広報活動を行うものとする。	317
(新規)	第14節 <u>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応（県、市町村、関係機関）</u>	325
(新規)	<p><u>南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和2年1月1日現在）とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。</u></p> <p><u>南海トラフで発生する大規模地震には1944年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約2年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約32時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。</u></p> <p><u>南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような形態となるかは不明だが（1707年の南海トラフでの大規模地震は東側・西側で同時に地震が発生した）、東側だけで大規模地震が発生した際、本県においても次の大規模地震に備えることが重要である。</u></p>	

修正前	修正後	P
	<p>1. 南海トラフ地震に関する情報</p> <p>気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を公表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を公表することとしている。</p> <p>また、調査結果を公表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。</p> <p>なお、「南海トラフ臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。</p> <div data-bbox="1120 606 1792 965" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[観測した異常な現象] --> B[南海トラフの想定震源域 またはその周辺で M6.8程度以上の地震が発生] A --> C[南海トラフの想定震源域のプレート境界面で 通常とは異なる ゆっくりすべりが 発生した可能性] B --> D[気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表] C --> D D --> E[異常な現象に対する評価（最長約30分後）] E --> F[有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する詳細検討会」を開催し 起こった現象を評価] F --> G1[プレート境界の M8以上の地震 ※1] F --> G2[M7以上の地震 ※2] F --> G3[ゆっくりすべり ※3] F --> G4[左の条件を満たさない場合] G1 --> H1[南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）] G2 --> H2[南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）] G3 --> H3[南海トラフ地震臨時情報（調査終了）] G4 --> H3 </pre> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）</p> <p>※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M6.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）</p> <p>※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）</p> </div> <p>2. 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報</p> <p>県は、市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</p> <p>(1) 県職員に対する教育</p> <p>災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の</p>	

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P
	<p>内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>ウ 地震・津波に関する一般的な知識</p> <p>エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</p> <p>オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p> <p>(2)住民等に対する教育・広報</p> <p>県は、市町村と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに、市町村等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>ウ 地震・津波に関する一般的な知識</p> <p>エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p>	P

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P
	<p><u>3. 相談窓口の設置</u> <u>県及び市町村は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>4. 防災訓練</u> <u>県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震対策の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を次のとおり実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市町村は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、市町村、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。</u></p> <p><u>ア 職員参集訓練及び本部運営訓練</u> <u>イ 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練</u> <u>ウ 警備及び交通規制訓練</u></p> <p><u>(4) 県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。</u></p>	P

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P								
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置（県、市町村）</p> <p>2. 組織の確立 （参考）職員の参集基準 （略）</p> <p>参集方法 ※3人のうち2人（ダム班）については、<u>各管理ダムの操作規則による洪水調節時</u>に限る。</p> <table border="1" data-bbox="224 574 1052 798"> <caption>(参考)職員の参集基準</caption> <thead> <tr> <th>警戒体制</th> <th>震度等</th> <th>職員配置体制</th> <th>参集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>4 津波注意報の発表</td> <td>危機管理・情報課 3人 道路保全課 2人 河川課 ※3人 港湾課 1人 砂防課 1人 （必要に応じて関係各部局に連絡）</td> <td>勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 危機管理防災課長が担当職員へ指示 勤務時間外 熊本地方気象台⇒防災センター⇒ 危機管理防災課長⇒担当職員登庁 ※3人のうち2人（ダム班）については、各管理ダムの操作規則による洪水調整時に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	第1警戒体制	4 津波注意報の発表	危機管理・情報課 3人 道路保全課 2人 河川課 ※3人 港湾課 1人 砂防課 1人 （必要に応じて関係各部局に連絡）	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 危機管理防災課長が担当職員へ指示 勤務時間外 熊本地方気象台⇒防災センター⇒ 危機管理防災課長⇒担当職員登庁 ※3人のうち2人（ダム班）については、各管理ダムの操作規則による洪水調整時に限る。	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置（県、市町村）</p> <p>2. 組織の確立 （参考）職員の参集基準 （略）</p> <p>参集方法 ※3人のうち2人（ダム班）については、<u>地震発生時</u>に限る。</p>	331
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法							
第1警戒体制	4 津波注意報の発表	危機管理・情報課 3人 道路保全課 2人 河川課 ※3人 港湾課 1人 砂防課 1人 （必要に応じて関係各部局に連絡）	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 危機管理防災課長が担当職員へ指示 勤務時間外 熊本地方気象台⇒防災センター⇒ 危機管理防災課長⇒担当職員登庁 ※3人のうち2人（ダム班）については、各管理ダムの操作規則による洪水調整時に限る。							
<p>第2節 地震・津波情報伝達</p> <p>4. 震度情報ネットワークによる震度情報の収集（県知事公室） 県は県内74箇所（熊本市設置分1箇所を含む）に計測震度計を設置しは県防災情報ネットワークシステム又はN T T回線で県庁に伝えられ、タイムに配信している。配信した震度情報は、他の機関で収集された震度」として報道機関等を通じて公表（現在県内106箇所）されている。</p>	<p>第2節 地震・津波情報伝達</p> <p>*現在<u>県内105箇所</u>に修正。</p>	350								
<p>第3節 公共施設応急復旧</p> <p>3. 河川・海岸・地すべり・急傾斜（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>ウ 砂防 ・川辺川直轄砂防施行区域は国土交通省 ・その他区域は県</p> <p>エ 地すべり・急傾斜 ・県</p>	<p>第3節 公共施設応急復旧</p> <p>3. 河川・海岸・地すべり・急傾斜（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>ウ 砂防 ・川辺川・阿蘇山直轄砂防施行区域は国土交通省 ・その他区域は県</p> <p>エ 地すべり・急傾斜 ・県</p>	352								

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P									
<p>第6節 電力施設応急対策計画（九州電力株式会社熊本支社）</p> <p>大規模地震発生時の災害応急復旧については、「<u>熊本支社非常災害対策本部運営基準</u>」に基づいた体制により対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。</p> <p>2. 応急対策の方法</p> <p>(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力</p> <p>県災害対策本部等の情報収集は、九州電力株式会社熊本支社非常災害対策本部要員を県危機管理防災課に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>	<p>第6節 電力施設応急対策計画（九州電力株式会社熊本支社、九州電力送配電株式会社熊本支社）</p> <p>大規模地震発生時の災害応急復旧については、「<u>非常災害対策本部運営基準</u>」に基づいた体制により対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。</p> <p>2. 応急対策の方法</p> <p>(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力</p> <p>県災害対策本部等の情報収集は、<u>九電熊本支社及び、九電送配熊本支社</u>非常災害対策本部要員を県危機管理防災課に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。</p> <p>第10節 <u>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応（県、市町村、関係機関）</u></p> <p>1. <u>災害警戒本部等の体制</u></p> <p><u>県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次の表のとおり、警戒体制や災害警戒本部体制をとり、県民への注意喚起や情報収集を行う。この場合において、県内で震度4以上の揺れが発生したときは、震度に応じた体制をとり災害対応にあたることとし、その詳細については、第1編 共通対策編及び本編の定めを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">体制区分</th> <th style="text-align: center;">設置基準 (南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード)</th> <th style="text-align: center;">体制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒体制</td> <td>① 調査中 ② 巨大地震注意</td> <td>地震・津波災害に関する第1警戒体制 (状況に応じて、体制の強化を行う)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害警戒本部体制</td> <td>巨大地震警戒</td> <td>地震・津波災害に関する第2警戒体制 (災害警戒本部)</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	設置基準 (南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード)	体制の内容	警戒体制	① 調査中 ② 巨大地震注意	地震・津波災害に関する第1警戒体制 (状況に応じて、体制の強化を行う)	災害警戒本部体制	巨大地震警戒	地震・津波災害に関する第2警戒体制 (災害警戒本部)	<p>358</p> <p>358</p> <p>368</p>
体制区分	設置基準 (南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード)	体制の内容									
警戒体制	① 調査中 ② 巨大地震注意	地震・津波災害に関する第1警戒体制 (状況に応じて、体制の強化を行う)									
災害警戒本部体制	巨大地震警戒	地震・津波災害に関する第2警戒体制 (災害警戒本部)									

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P
	<p>2. <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u></p> <p>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報伝達は、第2節地震・津波情報伝達に定めるところによる。</u></p> <p>(2) <u>職員配置計画</u> <u>県の体制は第1警戒体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、第1節職員配置に定めるところによる。</u></p> <p>3. <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u></p> <p>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報伝達は、第2節地震・津波情報伝達に定めるところによる。</u></p> <p>(2) <u>職員配置計画</u> <u>県の体制は、第2警戒体制とし、県内に地震・津波災害が発生するおそれがある後発の巨大地震に備える。その他動員体制等に関しては、第1節職員配置に定めるところによる。</u></p> <p>(3) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</u> <u>防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は第1編共通対策編第3章第9節広報に定めるところによる。</u></p> <p>(4) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等</u> <u>県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について</u></p>	P

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P
	<p>整備するものとし、その収集体制等は第1編共通対策編第3章第8節情報収集・共有及び被害報告に定めるところによる。</p> <p>(5) 災害応急対策をとるべき期間等 <u>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震という。以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p>(6) 地域住民等に対する呼びかけ等 <u>県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。また、大規模地震発生時に、被害が発生する可能性のある土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、未耐震住宅等災害の不安がある住民に対し、避難所や知人宅及び親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すものとする。</u></p> <p>(7) 消防機関等の活動 <u>ア 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達事項を重点として、その対策を定めるものとする。</u> <u>イ 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、措置をとるものとする。</u></p> <p>(8) 警備対策 <u>県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。</u></p>	P

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P
	<p>ア 正確な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 不法事案等の予防及び取締り</p> <p>ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>(9) 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係 <u>計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p>(10) 交通</p> <p>ア 道路</p> <p>① 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。</p> <p>② 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</p> <p>イ 海上</p> <p>① 熊本海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶等の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。</p> <p>② 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。</p> <p>ウ 鉄道 <u>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒等）が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p>(11) 県が管理し、又は運営する施設関係</p> <p>ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設 <u>県が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごと</u></p>	P

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P
	<p>に別に定めるものとする。</p> <p>① 各施設に共通する事項</p> <p>a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達</p> <p>b 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>d 出火防止措置</p> <p>e 水、食料等の備蓄</p> <p>f 消防用設備の点検、整備</p> <p>g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>h 各施設における緊急点検、巡視</p> <p>② 個別事項</p> <p>a 道路にあつては、橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置</p> <p>b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設にあつては、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置</p> <p>c 病院にあつては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置</p> <p>d 学校にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置</p> <p>e 社会福祉施設にあつては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置</p> <p>イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>① 県災害対策本部の設置については、第1編共通対策編第3章第1節組織中の4. 県災害対策本部の設置場所に定めるところによる。</p> <p>② 県は、市町村の避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p> <p>③ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。</p>	P

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P
	<p>ウ 工事中の建築物等に対する措置 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p>(12) 滞留旅客等に対する措置 <u>市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。</u> <u>県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。</u></p> <p>4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報伝達は、第2節地震・津波情報伝達に定めるところによる。</u></p> <p>(2) 職員配置計画 <u>県の体制は第1警戒体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、第1節職員配置に定めるところによる。</u></p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知 <u>防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は第1編共通対策編第3章第9節広報に定めるところによる。</u></p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等 発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等 <u>県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨</u></p>	P

第2編 地震・津波災害対策編

修正前	修正後	P
	<p>時情報（巨大地震注意）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は第1編共通対策編第3章第8節情報収集・共有及び被害報告に定めるところによる。</p> <p>(5) 災害応急対策をとるべき期間等 <u>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p>(6) 地域住民等に対する呼びかけ等 <u>県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</u></p> <p>(7) 防災関係機関のとりべき措置 <u>防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</u></p>	P

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	P
<p>第2節 災害危険箇所指定（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）</p> <p>2. 災害危険地域の現状（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）</p> <p>(3) 土石流、地すべり（山地、農地を除く）、<u>急傾斜地崩壊（がけ崩れ）の発生により危険と思われる土砂災害危険箇所は、土砂災害情報マップ（県ホームページ）に示す土石流危険渓流、地すべり危険箇所（山地、農地を除く）急傾斜地崩壊危険箇所である。</u></p> <p><u>これら危険箇所について、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等に指定した箇所は、土砂災害情報マップ（県ホームページ）のとおりである。なお、県は、これら土砂災害危険箇所以外にも土砂災害が発生する場合もあることから、基礎調査の実施等により現状把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>基礎調査の結果について、県は、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面等により、関係市町村長へ通知するとともに公表するものとする。</u></p>	<p>第2節 災害危険箇所指定（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）</p> <p>2. 災害危険地域の現状（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）</p> <p>(3) <u>県は、土石流、地すべり（山地、農地を除く）、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所については、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等に指定する。</u></p> <p><u>これらの指定区域は、熊本県土砂災害情報マップ（県ホームページ）で確認することができる。</u></p>	<p>P</p> <p>374</p>
<p>第4節 ダム等管理</p> <p>3. 管理の方法</p> <p>(2) 知事が管理するダムの操作は、次により行う。</p> <p>エ、<u>氷川ダムは、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に準じて、氷川ダム操作規程（平成22年6月8日熊本県訓令第42号）の定めるところにより洪水調整を行う。</u></p> <p>オ <u>亀川ダムは、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に準じて、亀川ダム操作規程（平成12年3月31日熊本県訓令第3号）の定めるところにより、洪水調整を行う。</u></p> <p>キ <u>石打ダムは、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に準じて、石打ダム操作規程（平成12年3月31日熊本県訓令第3号）の定めるところにより、洪水調整を行う。</u></p> <p>ク <u>上津浦ダムは、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に準じて、上津浦ダム操作規程（平成16年9月1日熊本県訓令第28号）の定めるところにより、洪水調整を行う。</u></p>	<p>第4節 ダム等管理</p> <p>3. 管理の方法</p> <p>(2) 知事が管理するダムの操作は、次により行う。</p> <p>エ <u>氷川ダムは、河川法に基づく、氷川ダム操作規程（平成22年6月8日熊本県訓令第42号）及び同細則の定めるところにより洪水調整を行う。</u></p> <p>オ <u>亀川ダムは、河川法に基づく、亀川ダム操作規程（昭和58年6月23日熊本県訓令第13号）及び同細則の定めるところにより、洪水調整を行う。</u></p> <p>キ <u>石打ダムは、河川法に基づく、石打ダム操作規程（平成5年4月1日熊本県訓令第33号）及び同細則の定めるところにより、洪水調整を行う。</u></p> <p>ク <u>上津浦ダムは、河川法に基づく、上津浦ダム操作規程（平成16年9月1日熊本県訓令第28号）及び同細則の定めるところにより、洪水調整を行う。</u></p>	<p>377</p>

第3編 風水害対策編

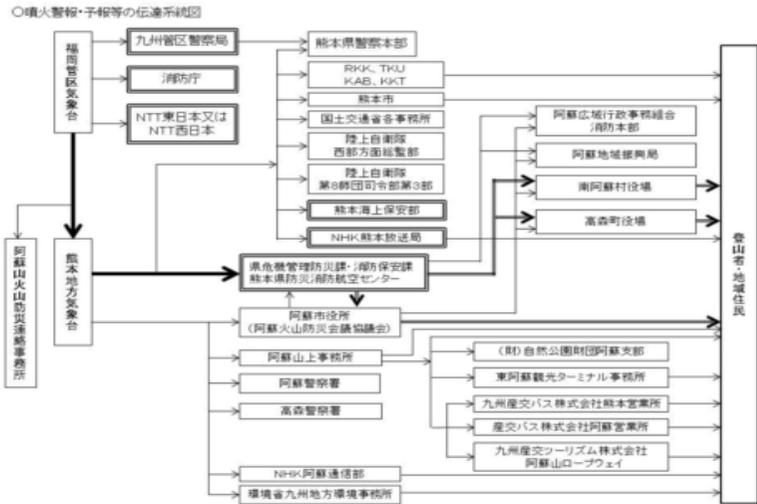
修正前	修正後	P
<p>ケ 路木ダムは、<u>特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）</u>に準じて、<u>路木ダム操作規程（平成26年12月26日熊本県訓令第20号）</u>の定めるところにより、洪水調節を行う。</p> <p>(3) 九州電力株式会社が管理するダムの操作は次により行う。</p> <p>ア 内谷ダムは、<u>水利使用規則第8条</u>に基づき内谷ダム管理規程（国九整24水球第7号平成24年8月1日承認）により、ダムの管理及び操作を行う。</p> <p>エ 甲佐取水堰は、<u>水利使用規則第9条</u>に基づき甲佐発電所管理規程（<u>国九整23水緑第6号平成23年9月9日承認</u>）により、堰の管理及び操作を行う。</p>	<p>ケ 路木ダムは、<u>河川法に基づく、路木ダム操作規程（平成26年12月26日熊本県訓令第20号）及び同細則</u>の定めるところにより、洪水調節を行う。</p> <p>(3) 九州電力株式会社が管理するダムの操作は次により行う。</p> <p>ア 内谷ダムは、<u>水利使用規則第9条</u>に基づき内谷ダム管理規程（国九整24水球第7号平成24年8月1日承認）により、ダムの管理及び操作を行う。</p> <p>エ 甲佐取水堰は、<u>水利使用規則第9条</u>に基づき甲佐発電所管理規程（<u>国九整元水緑第5号令和元年6月27日承認</u>）により、堰の管理及び操作を行う。</p>	<p>P</p> <p>378</p>
<p>(5) えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池（県農林水産部、市町村）</p> <p>ため池については、余水吐けの整備、底ひ管等の陥没、漏水の防止、堤体の補強等を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐けの閉そくの原因となるおそれのある<u>物件</u>を除去する等、被害を極力未然に防止するよう措置する。</p> <p>特に、貯水量の増加を図るために、余水吐けに土俵等を積むことは、絶対に避けなければならない。</p> <p>以上の事項の実行を徹底するため、毎年、出水期以前に県は文書をもって注意し、県担当者はもちろんのこと、関係市町村担当者の注意を促し、土地改良区又は水利組合等を啓発する措置を講ずるものとする。</p> <p>さらに、<u>下流の住宅等に被害が発生することが想定されるため池については、県と連携の上、ハザードマップの作成を進めるなど、警戒体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>(5) えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池（県農林水産部、市町村）</p> <p>ため池については、<u>余水吐の整備、底樋管等の陥没や漏水の防止</u>、堤体の補強等を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、<u>余水吐の閉そくの原因となるおそれのある<u>雑物</u></u>を除去する等、被害を極力未然に防止するよう措置する。</p> <p>特に、貯水量の増加を図るために、<u>余水吐に土俵等を積むことは、絶対に避けなければならない。</u></p> <p>以上の事項の実行を徹底するため、毎年、出水期以前に県は文書をもって注意し、県担当者はもちろんのこと、関係市町村担当者の注意を促し、土地改良区又は水利組合等を啓発する措置を講ずるものとする。</p> <p>さらに、<u>県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、優先的にハザードマップの作成・周知、耐震化を推進するものとする。また、利用されていないため池については廃止の検討を行うものとする。</u></p>	<p>378</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	P
<p>第1節 阿蘇火山噴火対策（県関係各部、市町村、関係機関）</p> <p>2. 災害予防計画</p> <p>(7) 噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山に関する解説情報の伝達体制の整備</p> <p>気象庁、関係市町村及び県は噴火警報、<u>臨時の解説情報</u>、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。噴火警報及び火山の状況に関する解説情報の伝達は次の系統図によるものとする。</p>	<p>第1節 阿蘇火山噴火対策（県関係各部、市町村、関係機関）</p> <p>2. 災害予防計画</p> <p>(7) 噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の<u>状況</u>に関する解説情報の伝達体制の整備</p> <p>気象庁、関係市町村及び県は噴火警報、<u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u>、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。噴火警報及び火山の状況に関する解説情報等の伝達は次の系統図によるものとする。</p>	<p>P</p> <p>385</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前

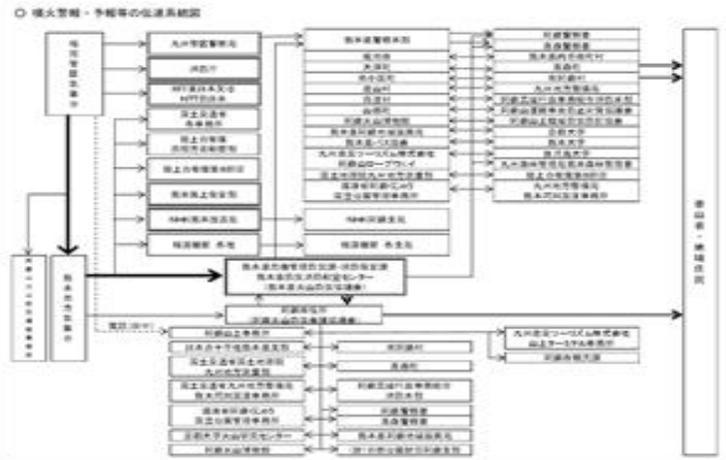


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達機関。
 注) 太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報若しくは要請等が義務づけられている伝達経路。
 注) 二重線の経路は、
 ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報若しくは要請等
 ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2. 災害予防対策
 (10) 災害危険予想区域の把握等
 (略)

NHK 阿蘇通信部

修正後



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法第15条第1項の規定に基づく法定伝達先。
 注) 太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報が義務づけられている伝達経路。
 注) 二重線の経路は、
 ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報又は要請等
 ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2. 災害予防対策
 (10) 災害危険予想区域の把握等
 (略)

NHK 阿蘇支局

P
386

387

第6編 航空機災害対策編

修正前				修正後				P																								
<p>1. 航空機災害応急対策（県知事公室、県企画振興部、県土木部、市町村、熊本空港、関係機関）</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>航空機災害が発生した場合、熊本空港事務所_____又は天草空港管理事務所は、県、県警察及び市町村長（消防機関を含む。）と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報</p> <p>ア 航空機災害が発生した場合の通信連絡系統は次のとおりである。</p> <p>(ア) 空港内で災害が発生した場合（熊本空港）</p> <p>(追記)</p> <p>(航空機事故発生時の連絡体制網が添付)</p> <p>(略)</p> <p>エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。</p>				<p>1. 航空機災害応急対策（県知事公室、県企画振興部、県土木部、市町村、熊本空港、関係機関）</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>航空機災害が発生した場合、熊本空港事務所及び熊本国際空港株式会社又は天草空港管理事務所は、県、県警察及び市町村長（消防機関を含む。）と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報</p> <p>ア 航空機災害が発生した場合の通信連絡系統は次のとおりである。</p> <p>(ア) 空港内で災害が発生した場合（熊本空港）</p> <p><u>関係機関への通報は、熊本空港緊急計画のとおり</u></p> <p>(航空機事故発生時の連絡体制網削除)</p> <p>(略)</p> <p>エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。</p>				405																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>機関名（順不同）</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（新規）</td> <td>（新規）</td> <td>（新規）</td> <td>（新規）</td> </tr> <tr> <td>空港設置管理者</td> <td>1</td> <td>国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課</td> <td>861-2204 上益城郡益城町小谷</td> </tr> </tbody> </table>				区分		機関名（順不同）	所在地	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	空港設置管理者	1	国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>機関名（順不同）</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港運営権者</td> <td>1</td> <td>熊本国際空港株式会社</td> <td>861-2204 上益城郡益城町小谷 1802-2</td> </tr> <tr> <td>国の行政機関</td> <td>2</td> <td>国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課</td> <td>861-2204 上益城郡益城町小谷</td> </tr> </tbody> </table>				区分		機関名（順不同）	所在地	空港運営権者	1	熊本国際空港株式会社	861-2204 上益城郡益城町小谷 1802-2	国の行政機関	2	国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷	407
区分		機関名（順不同）	所在地																													
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）																													
空港設置管理者	1	国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷																													
区分		機関名（順不同）	所在地																													
空港運営権者	1	熊本国際空港株式会社	861-2204 上益城郡益城町小谷 1802-2																													
国の行政機関	2	国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷																													

第6編 航空機災害対策編

修正前				修正後				P
国の 行政 機関	2	防衛省 陸上自衛隊 西部方面航空隊 (高 遊原分屯地)	861-2204 上益城郡益 城町大字小谷 1812		3	<u>防衛省 陸上自衛 隊 高遊原分屯地</u>	861-2204 上益城郡益城町 大字小谷 1812	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	5	法務省 福岡入国管理 局 熊本出張所	862-0971 熊本市中央 区大江 3-1-53 熊本第 2 合同庁舎		6	<u>法務省 福岡出入 国在留管理局 熊 本出張所</u>	862-0971 熊本市中央区大 江 3-1-53 熊本第 2 合同 庁舎	
<p>(3) 消防活動及び警戒区域の設定</p> <p>ア 熊本空港において航空機事故により火災が発生した場合、熊本空港事務所、地元消防機関及び陸上自衛隊西部方面航空隊消防機関は、化学消防車等による消防活動を実施する。</p> <p>また、天草空港において航空機事故により火災が発生した場合、天草空港管理事務所（天草エアライン株式会社）、地元消防機関は、化学消防車等による消防活動を実施する。</p> <p>エ 熊本空港事務所及び天草空港管理事務所が締結している消防相互応援協定は次のとおりである。</p>				<p>(3) 消防活動及び警戒区域の設定</p> <p>ア 熊本空港において航空機事故により火災が発生した場合、<u>熊本国際空港株式会社</u>、地元消防機関及び<u>陸上自衛隊高遊原分屯地</u>は、化学消防車等による消火救難活動等を実施する。</p> <p>また、天草空港において航空機事故により火災が発生した場合、天草空港管理事務所（天草エアライン株式会社）、地元消防機関は、化学消防車等による消防活動を実施する。</p> <p>エ <u>熊本国際空港株式会社</u>及び天草空港管理事務所が締結している消防相互応援協定は次のとおりである。</p>				408
<p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」</p>				<p>図の熊本空港事務所を<u>熊本国際空港株式会社</u>に修正</p>				408

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	P
<p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における火災発生及び航空機救難時の行動基準等に関する申し合わせ事項」 <u>熊本空港事務所</u>————— <u>陸上自衛隊西部方面航空隊</u></p> <p>カ <u>熊本空港事務所</u>、<u>天草空港管理事務所</u>及び<u>陸上自衛隊西部方面航空隊</u>は消防資機材、化学消火薬剤を備蓄するものとする。</p> <p>(4) 救出救護及び死体の搜索活動 ア <u>熊本空港</u>において航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合は、<u>熊本空港事務所</u>、<u>地元町</u>、<u>地元消防機関</u>、<u>県</u>及び<u>県警察</u>は、<u>熊本空港緊急計画</u>に基づき<u>救出隊等</u>を編成し<u>救出に必要な資機材</u>を投入して、<u>迅速に救出活動</u>を実施するものとする。</p>	<p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における<u>消火救難活動等</u>の行動基準等に関する申し合わせ事項」 <u>熊本国際空港株式会社</u>————— <u>陸上自衛隊高遊原分屯地</u></p> <p>カ <u>熊本国際空港株式会社</u>、<u>天草空港管理事務所</u>及び<u>陸上自衛隊高遊原分屯地</u>は消防資機材、化学消火薬剤を備蓄するものとする。</p> <p>(4) 救出救護及び死体の搜索活動 ア <u>熊本空港</u>において航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合は、<u>(削除)熊本空港緊急計画</u>に基づき、<u>(削除)迅速に救出活動</u>を実施するものとする。</p>	<p>P</p> <p>409</p> <p>409</p> <p>409</p>

第7編 特殊災害対策編

修正前	修正後	P
<p>第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 防災関係機関</p> <p>(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関はその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するほか、県及び市町等の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。</p> <p>ウ <u>九州電力株式会社（熊本支社）</u> _____</p> <p>(ア) 電力の確保 (イ) 電力施設の災害応急措置</p>	<p>第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 防災関係機関</p> <p>(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関はその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するほか、県及び市町等の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。</p> <p>ウ <u>九州電力株式会社（熊本支社）</u> <u>及び九州電力送配電株式会社（熊本支社）</u></p> <p>(ア) 電力の確保 (イ) 電力施設の災害応急措置</p>	<p>P</p> <p>414</p>

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	P
<p>第3章 災害予防 第5節 健康相談及び医療体制の整備（県健康福祉部、市町村、関係機関）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤投与等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施（国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む）に努める。</p> <p>また、県及び市町村は、専門的医療が必要な場合に備えて、<u>国立研究開発法人量子化科学技術研究開発機構等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。</u></p>	<p>第3章 災害予防 第5節 健康相談及び医療体制の整備（県健康福祉部、市町村、関係機関）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤投与等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施（国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む）に努める。</p> <p>また、県及び市町村は、専門的医療が必要な場合に備えて、<u>原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。</u></p>	440
<p>第4章 災害応急対策 第6節 健康相談及び医療の実施（県健康福祉部、市町村、関係機関）</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。</p> <p>また、県及び市町村は、必要に応じて、<u>国立研究開発法人量子化科学技術研究開発機構等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。</u></p>	<p>第4章 災害応急対策 第6節 健康相談及び医療の実施（県健康福祉部、市町村、関係機関）</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。</p> <p>また、県及び市町村は、必要に応じて、<u>原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。</u></p>	443
<p>第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等（県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部）</p> <p>県は、<u>県内への放射性物質の飛来、拡散状況等を踏まえ、必要に応じて、飲料水、飲食物及び農林畜水産物の検査を行い、国が定める摂取制限等の基準に抵触する場合は、国の助言等を踏まえ、当該飲料水等の摂取制限や出荷制限等、必要な措置を行う。</u></p>	<p>第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等（県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部）</p> <p>県は、<u>国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限や出荷制限等、必要な措置を行う。</u></p>	443

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	P
<p>第5章 災害復旧対策</p> <p>第2節 風評被害等の影響軽減（県関係部局、市町村）</p> <p>県は、市町村等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>② 被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第5章 災害復旧対策</p> <p>第2節 風評被害等の影響軽減（県関係部局、市町村）</p> <p>県は、市町村等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>② _____被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>444</p>